

協同組合等におけるインボイス制度の 検討について

税理士 奥山 享



I まずは、結論から

- 1) 以前から課税事業者の組合の場合は、「適格請求書発行事業者」となるかどうかを検討しましょう!
申請書の提出期限は令和5年3月31日です。
- 2) 免税事業者の組合の場合は、①免税事業者のままか、課税事業者となるか、十分に検討しましょう。免税事業者の組合が、課税事業者となり「適格請求書発行事業者」を選択すればインボイスを発行することができ、組合員(適格請求書発行事業者)が仕入税額控除の適用を受けることができるようになりますが、事務負担等を勘案したうえでの判断となります。②課税事業者となる場合は、原則課税か簡易課税かを検討しましょう。いずれも消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。
課題(事務負担等)は、インボイスの発行を求められた場合、交付する必要があること。また、交付したインボイスの「写」を保存する必要があります。そして簡易課税を選択した場合、課税売上げを事業ごとに区分するなど事務負担が発生します。
- 3) 適格請求発行事業者となる組合は、請求書・領収書の書式変更が必要となります。
- 4) 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度の導入後は、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことはできなくなる。但し、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

II 簡易課税を選択する場合の主な留意する4点

- 1) 前期末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要

なお、令和5年10月1日を含む課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した上でその課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けられる特例が設けられています。そのため、適格請求書発行事業者に登録する場合であっても、登録初年度の事業実績を踏まえて簡易課税を選択するかの判断が可能です。

- 2) 2期前の課税売上高が5千万円を超えた場合は、原則課税になります
- 3) やめる際は前期末までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要
- 4) 最低2期は強制適用(やめられない)です

III 免税事業者である組合が、適格請求書発行事業者になるかの判断基準は?

免税事業者である組合の組合員が消費税の課税事業者であれば、組合員はインボイス導入後に仕入税額控除が認められなくなります。6年間は経過措置があるものの、経理などの事務負担が増加するが、組合員のために適格請求書発行事業者への転換が求められることが考えられます。一方、組合員が免税